

永平正法眼研究序説

— 正法眼藏における思想的展開（其一） —

伊 藤 俊 彦

道元禅師の主著「永平正法眼藏」の研究には、一般に指摘されるように、歴史的に、全く対照的な二つの大きな思想的潮流が介在した。その一つは、道元禅師（一一〇〇—一二五三）から永興詮慧、経豪を経て、円山道白（一六三六—一七一五）、面山瑞方（一六八三—一七六九）に至る系統であり、今、一つは、道元禅師から永平義雲（一二五三—一三三三）を経て、天桂伝尊（一六四八—一七三五）に至る系統である。この全く相反する異質の二大潮流が、正法眼藏の研究から流れ出た直接の原因是、そもそも道元禅師の思想信仰そのものの中に胚胎するのであって、畢竟する所、禅師の思想信仰が、中国宋朝禪と日本天台の本覚法門を基盤として成立していることに由来する。しかし、具体的には、この二大潮流の前者、詮慧、経豪が正法眼藏を日本天台の本覚法門を背景として把握しよ

うとしたことによるのであり、後者、即ち義雲がその逆に中國宋朝禪的立場において眼藏を把握しようとしたことに基因するのである。更に眼を転じて、明治以降の眼藏研究についてみると、そこにもやはり前者と同じように、立場を異にする二つの大きな潮流が存在する。勿論、この二大潮流が、前者のそれと全く何の関係を有するものでないことは、云うまでもない。只単に、形式の上において、たまたま軌を一つにしたと云うことの外、別に何の意味をもつものではない。さて、二大潮流のその一つは、洞門七百年の伝統を背負う宗門学者による研究であり、今、一つは、宗外の哲学者、人文科学者、乃至は自然科学者によるところの研究である。

ここで、これらの潮流の一々について、批判なり、検討なりを加え、愚見を述べることは、他日に譲るとして、「正法眼藏研究序説」なる命題の下に、今後、数次に亘って、正法眼藏研究における基本的な問題を取り上げ、少しく管見を陳べて

いきたい。ここで、一言附記しておきたいのは、論題に「永平正法眼藏研究序説」と敢えて「永平」の二字を冠したのは、南宋済門の巨匠、大慧宗杲（一〇八九—一一六三）の「大慧正法眼藏」と明確に区別する意味においてである。

二

道元禅師の主著「永平正法眼藏」は、禅師三十二歳の寛喜三年（一二三一）の安養院における「辨道話」の説示に始まり^①、禅師五十四歳、つまり禅師示寂の年にあたる建長五年（一二五三）の「八大人覺」の説示に終る時處位を異にした七会^②、九十五卷^③、前後二十三年に及ぶ禅師一代の説法示衆を集成したものであることは、今更、申すまでもないことである。

従つて正法眼藏の説法示衆は、禅師の原始僧団（興聖寺僧団、永平寺僧団）が形成され、発展していく過程にあってなされたものに外ならぬ。

正法眼藏が、山城、北越時代の実に前後二十三年間の長年月にわたる説法示衆であり、しかも、僧団の形成・発展を背景として説法示衆されたものであつてみれば、眼藏の研究にあたつて、少くとも眼藏における思想的進展の有無若しくは眼藏の説法示衆と僧団の関係が問題にされなくてはならないであろう。

しかし、いかなる理由によるものか、従来このような視点

から的眼藏研究は、全く試みられていないようである。

このことは、正法眼藏の註釈書として、最も古く且つ権威があるとされる「正法眼藏抄」が、「現成公按」の題目を釈するにあたつて、

今ノ七十五帖ノ草子、名目ハカハレドモ、帖ゴトノ見成公按ナルナリ、スベテ法文ヲ心得、義ヲタツルモ、只一義也、無能所無彼此、全機ノ道理ヲノミアカス、第一ノ見成公按ニテ、第七十五ノ出家マデヲナジ義ヲノブル也。^④

と述べて、七十五卷の正法眼藏は、いずれの巻も、同じ義理を述べるものであると断じて、そこに何等かの展開なり、或いは説相の相違等を認めることを拒否するものであることは、これによつて端的に知ることが出来よう。

正法眼藏の説法示衆と僧団との関係を論ずることは、後日を期することにして、まず、正法眼藏における思想的展開の有無について考究を進めることとする。

1 正法眼藏の奥書には、説時、説処が示されており、更に加えて、「示衆」（親筆本「山水経」、懷珠筆「仏性」及び「十方」）、「記」（親筆本「嗣書」）、「示」（親筆本「祖師西來意」）、「書」、「書示」などと記されてある。これは正法眼藏がどのような形において、示されたかを物語る重要な語である。なお、本山版「正法眼藏」九十五巻の中には、奥書を欠き、何等、説時、説処が記されていない巻、十巻が含まれている。

「示衆」、「示」、「書示」とあるものは、何等かの形で説法し、衆に示されたものであろうと思われるが、その他の「記」とか

「書」等とあるものは、果して説示されたものかどうか、明瞭を欠く。今は便宜上、後者の場合は、「説示」の語を用い、両者を含む場合は、「説法示衆」の語を用いた。

「辨道話」の奥書には

寛喜辛卯中秋日 入宋伝法沙門道元記（岩波日本古典文学大系 卷八一 正法眼藏 九七頁）
とあり、「八大人覺」の奥書には、
建長五年正月六日、書^{メテ}于永平寺^ニ云々（岩波本正法眼藏 卷下 二五七頁）

とある。

2 七会とは、山城深草の安養院、宇治の興聖寺、京都の波多野出雲守義重の幕營、同六波羅蜜寺（以上、山城時代）、越前の吉峰寺、禪師峰寺、大仏寺すなわち永平寺（以上、北越時代）の七ヶ所の法筵を云う。

3 道元禪師親輯の正法眼藏は、七十五巻本と十二巻本の二種八十七巻である。従って年代順に編集された本山版「正法眼藏」によって、直ちに正法眼藏を九十五巻とすることには大いに問題があるが、今は単にその旨を指摘するに止めておく。

⁴ 曹洞宗全書 註解一 二頁下。

三

正法眼藏における思想的展開の有無を問題とするにあたつ

て、まず第一に、「普勸坐禪儀」について検討を加えてみることとする。

道元禪師は、大宋國にあること五年、遂に長翁如淨（一一六三一二二八）の炉鞴に投じて一生參學の大事を了畢し、解けやらぬ積年の大疑團を決判して、空手還郷したのは、嘉祿三年（一二一七）の秋、八月のことであった。

「普勸坐禪儀」の撰述については、「辨道話」に

その坐禪の儀則は、すぎぬる嘉祿のころ撰集せし普勸坐禪儀に依行すべし。

と見え、又、禪師の「普勸坐禪儀撰述由來」の中にも、

予先嘉祿中。從^ニ宋土^ニ帰^ニ本国。因有^ニ參學請。撰^ニ坐禪儀。⁽²⁾と識るされているから、禪師が宋より帰朝したその年、嘉祿三年の撰述であることは明らかである。喜祿三年は十二月十日をもって、安貞と改元されているから、具体的には、その撰述は、嘉祿三年の十月か十一月ということになろう。なお、「普勸坐禪儀」は、おそらく禪師の帰朝後における最初の述作であろうと考えられる。

「普勸坐禪儀」の撰述の由来については、禪師自身の筆になる「普勸坐禪儀撰述由來」によつて知ることが出来る。

教外別伝。正法眼藏。吾朝未^ニ嘗得^レ聞。矧坐禪儀。則無^ニ今伝^レ矣。予先嘉祿中。從^ニ宋土^ニ帰^ニ本国。因有^ニ參學請。撰^ニ坐禪儀。不^レ獲^レ已赴而撰^レ之矣。昔日百丈禪師。建^ニ連

屋連牀。能伝少林之風。不レ同従前葛藤旧窠。学者如レ之勿ニ混乱矣。禪苑清規。曾有坐禪儀。雖レ順三百丈之古意。少添三蹟師之新条。所以略有多端之錯。広有味沒之失。不レ知言外之領覽。何人不レ達。今乃拾見聞之真訣。代ニ心表之稟受而已。⁽³⁾

道元禪師は、長盧宗蹟が刪定した「坐禪儀」を多端の錯と昧没の失ありとして肯わず、自ら「普勸坐禪儀」を撰述し、「百丈の真意」を発揚せんとしたのであつた。そのことは、本文の中に

方遵三百丈之規繩、遍通小林之消息。⁽⁴⁾

とみえていることによつて明らかである。宗蹟の「坐禪儀」と禪師の「普勸坐禪儀」とを比較対照してみると、語句の上に著しい類似が見出され、それが明らかに宗蹟の「坐禪儀」の修訂によるものであることを知ることが出来る。⁽⁵⁾

すなわち「普勸坐禪儀」の前段と後段とは、宗蹟の「坐禪儀」に全くない語句によつて構成されているのに反し、中段は宗蹟の「坐禪儀」と全く同一である。「普勸坐禪儀」の中段、その前半は、もっぱら坐禪の儀式、用心について、その後半は、坐禪の功德について述べたものであるから、この点に關しては両者は全く一致する。

従つて道元禪師の坐禪の特質は、その前段、後段の中にあり、そこで力説されているのは、坐禪を仏法の全道を尽くす

「正伝全一の仏法」として捉らえ、「証上の修」として捉える立場から、「外道二乗の禪は本より習定を事とする習禪、看話公案を事とする待悟禪等とは全くその本質を異にする」ところの坐禪が顕揚されている。⁽⁶⁾

さて今日、「普勸坐禪儀」には、二種の異本が存するが、その一つは永平寺に秘蔵される「天福元年中元日　書于觀音導利院」の奥書のある道元禪師直筆の真筆本「普勸坐禪儀」で、これは、おそらく嘉禄三年帰朝の年に撰述された「普勸坐禪儀」を天福元年（一二三三）中元の日（八月十五日）に淨書せられたものであろう。そして今、一つは、一般に廣く知られている流布本「普勸坐禪儀」で、これは、延文三年（一二五八）初版の「永平元禪師語錄」所収のものか、若しくは寛文十二年（一六七二）初版の永平廣錄卷八に収録されているものかのいずれかである。なお、この両版所収の「普勸坐禪儀」の本文は、全く同じものであるが、恐らく「廣錄」所収の「普勸坐禪儀」は、「永平元禪師語錄」所収のそれによつたものであろう。「永平元禪師語錄」は、先に触れたように、延文三年戊戌（一三五八）に開版になり、江戸時代にこの延文の刊記をとどめたものが重版になつてゐるといわれる。⁽⁷⁾

ところで、道元禪師の親筆本「坐勸坐禪儀」とこの「永平元禪師語錄」所収のいわゆる流布本「普勸坐禪儀」の本文を比較、検討すると両者の間には、著しい相違が見られる。

真筆本「普勸坐禪儀」と流布本「普勸坐禪儀」、両者の異同に関しては、秋重義治氏が「普勸坐禪儀考」なる論考において詳細綿密なる考究を行つていられる。

秋重氏によれば、真筆本「普勸坐禪儀」と流布本「普勸坐禪儀」の二本を比較する時、改修の主要なる箇所は十四箇所、つまり、真筆本から語句が削除されたもの九箇所、流布本に添加されたもの五句である旨を指摘される。

自筆本

普勸坐禪儀⁽³⁾

入宋伝法沙門道元撰

原夫。道本円通。爭假修証。宗乘自在。何費功夫。況乎全
休迴出塵核。孰信揜拭之手段。大都不離當處。豈用修行之
腳頭。然而毫釐有差。天地懸隔。違順纔起。紛然失心。須

知歷劫輪迴。還因擬議之一念。塵世迷道。復由商量之無休。欲超向上之徹底。唯解直下之承當。直饒誇會豐悟。獲譬地之智通。得道明心。拳衝天之志氣。雖有入頭之量。尚欠出身之路。矧彼釀迦老子之為生知。已在六年端坐之跡。達磨大師之伝心印。更貽九歲面壁之蹤。古聖既然。今人盍辦。所以翻尋言逐語之解行。須廻光返照之退步。自然身心脱落。本来面目現前。欲得恁麼。急務坐禪。夫參禪者。靜室宜焉。飲喰節矣。乃放捨諸緣。休息万事。不思善惡。莫管是非。停心意識之運轉。止念想觀之測量。正坐之時。厚

本収所録語

原夫。道本円通。爭倅修証。宗乘自在。何費功夫。況乎全
体廻出塵埃兮。孰信揃拭之手段。大都不離當處兮。豈用修
行之脚頭者乎。然而毫釐有差。天地懸隔。違順纔起。紛然
失心。

直饒誇會豐悟兮。獲贊地之智通。得道明心兮。舉衝天之志氣。雖逍遙於入頭之辺量。幾虧闕於出身之活路。矧彼祇園之為生知兮。端坐六年之蹤跡可見。少林之伝心印兮。面壁九歲之声名尚聞。古聖既然。今人蓋辨。所以須休尋言逐語之解行。須學回光返照之退步。身心自然脱落。本來面目現前。欲得恁麼事。急務恁麼事。夫參禪者。靜室宜焉。飲食節矣。放捨諸緣。休息万事。不思善惡。莫管是非。停心意識之運轉。止念想觀之測量。莫囬作仏。豈拘坐臥乎。尋常坐処。厚敷坐物。上用蒲團。或結跏趺坐。或半跏趺坐。謂

聊か煩雜にわたる嫌いはあるが、論考を進めるにあたつて
その便宜上、真筆本「普勸坐禪儀」と「永平元禪師語錄」所
収の流布本「普勸坐禪儀」の両本を左にかけ、その削除、
新添の箇所を明示することとする。

なお、表中の上段に真筆本を、下段に流布本を示す。表中の傍線は、上段においては削除せられたものを、下段においては新しく添加されたものを表わす。

敷坐物。上用蒲團。然後結跏趺坐。或半跏趺坐。謂結跏趺坐。先以右足安左脰上。左足安右脰上。半跏趺坐。但以左足压右脰矣。寬繫衣帶。可令齊整。次右手安左足上。左掌安右掌上。以兩大拇指面相拄。乃正身端坐。不得左側傾。前躬。後仰。要令耳與肩對。鼻與臍對。舌掛上腭。唇齒相著。目須常開。身相既定。氣息亦調。念起即覺。覺之即失。久久忘緣。自成一片。此坐禪之要術也。謂坐禪則大安樂法門也。若得此意。自然四大輕安。精神爽利。正念分明。法味資神。寂然清樂。日用天真也。已能發明。可謂如龍得水似虎靠山。當知正念現前。(暴力)昏散曷到。若從坐起。徐徐動身。安祥而起。不應卒暴。於一切時護持定力。參究之超上闕。無本可拋。証放之被自礙。所以未留。乃道之十成也。誠禪定一門。最為高勝。先以十分之全舉。次轉一半之証來。只在此法。拈花破顏。禮拜得體。皆承他之恩力。而獲大自在者也。學般若菩薩。詎不隨順者乎。嘗觀超凡越聖。必假靜緣。坐脫立亡。能任定力。況復指竿針鎗之転機。弘拳棒喝之証契。未是思量分別之所能解也。豈為神通修証之所能知也。可為聲色之外威儀。那非知見之前軌則者歟。然則不論上智下愚。莫簡利人鈍者。專一功夫。正是辨道。修証自不染汚。趣向更是平常者也。凡夫自界他方。西天東地。等持仏印。一擅宗風。唯務打坐。被礙兀地。雖謂万別千差。祇管參禪辨道。何抛却自家之坐牀。謾去來他國之塵境。若錯一步。當面蹉過。既得人身之機要。莫虛度光陰。保任仏道之要機。誰浪樂石火。加以形質如草露。運命似電光。倏忽便空。須臾即失。冀其參學高流。久習摸象。勿恠真竜。精進直指端的之道。尊貴絕學無為之人。合沓仏仏之道。不生一念。坐斷十方。凡其自界他方。仏法本無異法。西天東地。祖門遂開五門。等持仏印。各擅宗風。唯務單伝直指。專事翻身廻頭。雖謂千差万別。但喜歸程祥參。何亡。

結跏趺坐。先以右足安左脰上。左足安右脰上。半跏趺坐。但以左足压右脰矣。寬繫衣帶。可令齊整。次右手安左足上。左掌安右掌上。兩大拇指面相拄。乃正身端坐。不得左側右傾。前躬後仰。要令耳與肩對。鼻與臍對。舌掛上腭。唇齒相着。目須常開。鼻息微通。身相既調。欠氣一息。左右搖振。兀兀坐定。思量箇不思量底。不思量底如何思量。非思量。此乃坐禪之要術也。所謂坐禪非習禪也。唯是安樂之法門也。究盡菩提之修証也。公案現成。羅籠未到。若得此意。如龍得水。似虎靠山。當知正念現前。昏散先撲落。若從坐起。徐徐動身。安祥而起。不應卒暴。嘗觀超凡越聖。坐脫立亡。一任此力矣。況復拈指竿針鎗之転機。弘拳棒喝之証契。未是思量分別之所能解也。豈為神通修証之所能知也。可為聲色之外威儀。那非知見之前軌則者歟。然則不論上智下愚。莫簡利人鈍者。專一功夫。正是辨道。修証自不染污。趣向更是平常者也。凡夫自界他方。西天東地。等持仏印。一擅宗風。唯務打坐。被礙兀地。雖謂万別千差。祇管參禪辨道。何抛却自家之坐牀。謾去來他國之塵境。若錯一步。當面蹉過。既得人身之機要。莫虛度光陰。保任仏道之要機。誰浪樂石火。加以形質如草露。運命似電光。倏忽便空。須臾即失。冀其參學高流。久習摸象。勿恠真竜。精進直指端的之道。尊貴絕學無為之人。合沓仏仏之菩提。嫡嗣祖祖之三昧。久為恁麼。須是恁麼。寶藏自開。

却自家之坐牀。謾去來他國之塵境。若錯一步。當面蹉過。

既得人身之應会。莫虛度光陰。必憶仏道之當行。誰浪樂石

火。加以形質如草露。運命似電光。倏忽便空。須臾即失。

冀其參學高流。久習^(摸刀)模象。勿恠真竜。早向直指端的之正

道。速成絕學無為之真人。方遵百丈之規繩。遍通少林之消息。莫勞弘耳之風。更驚擊舌之響耶。但能正開自寶藏。受

用使如意。

普勸坐禪儀

天福元年中元日

書于觀音導利院

(花押)

なお、削除、新添せられたもの外に、同一事項が別の言葉によつて意味を異にして表現せられている箇所が約十五箇所あり、その主要なもののみを表示すれば、凡そ次のようになる。表中上段は真筆本の旧い字句を、下段は修正された流布本の新しい字句を示す。

正念現前

正法自現前

能任定力

一任此力

務單伝直指

唯務打坐

專事翻身廻頭

被礙兀坐

喜帰程詳參

祇管參禪辨道

人身之應會

人身之機要

受用如意。

普勸坐禪儀終

仏道之當行 一 仏道之要機

1 岩波日本古典文学大系 卷八一 正法眼藏 九七頁。
2 大久保道舟編 道元禪師全集 七七四頁上。

3 大久保前掲書 七七四頁上。

4 大久保前掲書 一頁下以下。

5 大久保道舟著 修訂道元禪師伝の研究 二九九頁以下。

6 秋重義治著 増補道元禪師伝の研究 「普勸坐禪儀考」 九州大学哲学年報 第一四輯 四七二頁。

なお、この論考を進めるにあたって、同論文から多々引用したが、以下一々、注記することを省略することとする。

7 古田紹欽著 「普勸坐禪儀について」 日本佛教思想史の諸問題

題 一七三頁。

8 大久保道舟編 道元禪師全集 一頁以下。

9 岩波本永平元禪師語錄 一〇六頁以下。

三、莫_レ圖_ニ作_ム、豈拘_ニ坐臥_ニ乎。
は第三段に、

四、合_ニ沓_ニ仏_ニ之菩提、嫡_ニ嗣祖祖之三昧。久為_ニ恁麼、須_ニ是恁麼。

四

並びに修訂の語句、

人身之機要⁽⁴⁾

仏道之要機

は、第四、第五段に、

五、專一功夫、正是辨道。修証自不_ニ染汚、趣向更是平常者也。

さて、真筆本「普勸坐禪儀」の修訂が、何時、誰れによつてなされたものであるかについて、正法眼藏「坐禪箴」と流布本「普勸坐禪儀」、正法眼藏「坐禪儀」と流布本「普勸坐禪儀」の両者を、それぞれ比較検討することによつて明らかにしてみよう。

訂正の時期、加筆者を論ずるにあたつて、まず、秋重氏は正法眼藏「坐禪箴」を内容の構成契機によって五段に分ち、この五段の契機と流布本「普勸坐禪儀」に新しく添加せられた所の五つの語句とを比較対照して考察する時、両者の間に極めて密接なる関係があることを指摘される。

すなわち、新添の五句の中、まず第一の

一、欠氣一息、左右搖振、兀_ニ坐定、思_ニ量箇不思量底。不思量底如何思量、非思量⁽²⁾。

は、正法眼藏「坐禪箴」の第一段に

一、所謂坐禪非_ニ習禪_ニ也、.....究_ニ盡菩提_ニ之修_ニ証也。公案現成羅籠未_レ到。

は第二段に

を何れの段にも対応出来るとしながらも、一応第五段に対応せしめている。そして
坐禪箴の五つの構成契機は五語句となつて新らしく普勸坐禪儀の中に謳われていることを知るのである。
と断じておられる。

次に、正法眼藏「坐禪儀」と流布本「普勸坐禪儀」との関係について考察を加えてみることとする。

正法眼藏「坐禪儀」は、その奥書によつて寛元元年（一二四三）冬十一月、吉峰寺における示衆であることが知られる。爾時寛元癸卯冬十一、在越州吉田郡吉峰精舍示衆⁽⁸⁾。

この年は、天福元年（一二三三）に遅れること、丁度十年目にあたる。

さて、秋重氏は、正法眼藏「坐禪儀」と流布本「普勸坐禪儀」とを比較対照して、

和文坐禪儀は、改修普勸坐禪儀の中段、すなわち「夫參禪者靜室宣焉……唯是安樂之法門也、究_ニ盡菩提_ニ之修証也。」の漢文を和文に改めて、これに若干の新条を加えたものであり、両文は殆んど内容が一致している。

とし、結局する所、
和文坐禪儀は、改修普勸坐禪儀の前段と後段とを省略して中段を平易な和文に改められたものと相等しいことが知られる。
と述べている。

正法眼藏「坐禪儀」は奥書によれば、

仁治三年壬寅三月十八日、記_ニ興聖宝林寺_一

同四年癸卯冬十一月、在_ニ越州吉田縣吉峰精舍_ニ示_スレ衆_ニ(⁹)

と識るされているから、仁治三年(一一四二)三月十八日に、
宇治の興聖寺において撰述され、越えて翌四年十一月に、越
前の吉峰寺において示衆せられたものであることがわかる。

仁治四年は二月二十六日に寛元と改元されているから、「坐禪儀」は寛元元年十一月の示衆ということになる。なお、「坐禪儀」の示衆があつた寛元元年の同じ十一月に、所も同じ吉峰寺において、正法眼藏「坐禪儀」が衆に示されていることは注目に値する。

秋重氏は、上來の諸考察の事実を綜合判断した結果から考
えて、

普勸坐禪儀の改修は、坐禪儀の撰述のあつた後、和文坐禪儀の撰述と同じ頃、三者相次いで道元自らの手によつてなされたものであろう。

との推論を下し、更に進んで、

一代の古仏宏智禪師の坐禪儀とも比肩する坐禪儀の撰述があつた後、この坐禪儀の上に立つて、一方和文坐禪儀が撰述されると共に、他方これと前後して普勸坐禪儀の改修も亦為されたものであろう。

とされている。

従つて、「永平元禪師語錄」所収の流布本「普勸坐禪儀」は、道元禪師が四十三、四歳の頃、つまり仁治三年乃至寛元元年頃に、禪師自身、自らの手によって真筆本「普勸坐禪儀」に改訂を施されたものであることが理解出来よう。

ところが、大久保道舟博士は、流布本「普勸坐禪儀」の成立について、次のような見解を述べておられる。

流布本普勸坐禪儀はいかなる過程を経て成立したか、この点に関しては多大の疑問が存し、それに対する見方も種々あることと思われるが、しかしどもかく嘉祿三年の新撰以後、建長五年入滅せられるまでの二十数年間に於いて、禪師がさらに思索推敲を加えて、遂に現在のごとき流麗な文

章に仕上げられたと見るが妥当のようである。⁽¹⁰⁾

しかし、実はここに、看過すべからざる重要な問題が介在する。というのは、道元禅師自ら思索推敲を加えられた所の流布本「普勸坐禪儀」の成立を仁治三年乃至寛元元年とするのと、大久保博士が推論されるように禪師示寂の年たる建長五年（一二五三）とするのとでは、正法眼藏における思想の展開を問題とする場合、重大な差異をもたらすことになるのである。

¹ 前掲の岩波日本古典文学大系 卷八一所収の「坐禪箴」（一六三頁以下）による。

第一段（一六三頁四行—一六四頁十二行）

薬山弘道大師、坐次有僧問、「兀々地思量什麼。」師云、「思量箇不思量底。」僧云、「不思量底如何思量。」師云、「非思量」……薬山より向上をたづねるに、三十六代に釈迦牟尼仏あり。かくのごとく正伝せる、すでに思量箇不思量底あり。

第二段（一六四頁一三行—一六五頁一行）

しかあるに、近年をろかかる杜撰いはく、「功夫坐禪、得胸襟無事了、便是平穩地。」……進歩退歩、したしく溝にみち壑にみつ量あるなり。

第三段（一六五頁一二行—一七二頁一二行）

江西大寂禪師、ちなみに南嶽大慧禪師に參学するに、密受心印よりこのかた、つねに坐禪す。南嶽あるとき大寂のところにゆきてとふ、「大德、坐禪圖箇什麼。」……仏光明といふは、一句を受持聽聞し、一法を保任護持し、坐禪を單伝する

なり。光明にてらさるゝにをよばざれば、この保任なし、この信受なきなり。

第四段（一七二頁一三行—一七七頁一二行）

しかあればすなはち、古来なりといへども、坐禪を坐禪としれるすくなし。……これ兀々地の箴なり。いく万程か只在這裏をきほひいふ。

第五段（一七七頁一三行—一七九頁八行卷末）

宏智禪師の坐禪箴、かくのごとし。諸代の老宿のなかに、いまだいまのごとくの坐禪箴あらず。……宏智禪師の坐禪箴、それ道未是にあらざれども、さらにかくのごとく道取すべきなり。おほよそ仏祖の兒孫、かならず坐禪を一大事なりと参考すべし。これ単伝の正印なり。

岩波本永平元禪師語錄 一〇八頁。

9	8	7	6	5	4	3	2
前掲書	一一〇頁。	前掲書	一一〇頁。	前掲書	一〇六頁。	前掲書	一〇八頁。
岩波本正法眼藏 卷上	四一〇頁。	岩波日本古典文学大系 卷八	一五九頁。	岩波日本古典文学大系 卷八	一五九頁。	岩波日本古典文学大系 卷八	一五九頁。
坐禪箴							

なお、道元禪師の真筆本といわれる熊本県広福寺所蔵の正法眼藏「坐禪箴」には、何の奥書もない。ただ、冒頭、坐禪箴の標題下に、次の如く、

とあるのみである。(前掲 岩波日本古典文学大系 卷八一)

一六三頁)

10 大久保道舟著 修訂 増補道元禪師伝の研究 三〇三頁。

と述べている。

道元禪師の帰朝直後の撰になる真筆本「普勸坐禪儀」と北越入山前後の撰になる流布本「普勸坐禪儀」とを併せ考へる時、「兩者等しく一仏法の宣揚でありながら、そこに謳われて思想信仰」に可成りの隔り、相違がある事は深く注目すべき事実であるが、この事は、流布本「普勸坐禪儀」に新添された五句と真筆本「普勸坐禪儀」から削除された九句とに

よつて端的に知ることが出来る。秋重氏は、新添の五句に就いて一応の考察を了えた後、更に削除の九句、修辞の語句について考察を施し、

削除された思想中最も注目すべきは禪定思想の排除であ

る。即ち前著(真筆本)に於ては禪苑清規の坐禪儀と全く同調して禪定の一門が最も高しとせられた。一切時に於て定力の護持すべきことが説かれその功德が称えられたが後著(流布本)からはすべてこれらの語句は削除された。……

宗蹟の「坐禪儀」は、暫らく措くとして、禪師の真筆本「普勸坐禪儀」と流布本「普勸坐禪儀」との間における思想信仰の展開は、見逃すことの出来ない重要な意義を含んでいる。もし、指摘するように、二種の「普勸坐禪儀」の間に思想的展開が認められ、更にその思想的展開を跡づける加筆訂正が、誰れあらう道元禪師自らの手によつてなされたものであるとすれば、それはとりもなおさず、道元禪師その人の思想信仰

以上の諸種の考察を通じて、秋重氏は、その結果を、
添加、削除、修辞の再治全体の跡を総合してみれば、帰朝当初の撰集になる若き日の普勸坐禪儀に猶見られた宋朝禪の傾向は完全に払拭せられてその姿を没し、これに代つて「修証」等」「打坐即仏法」の醇乎として醇なる思想信仰が高らかに謳歌せられるに至つたということである。
と結論づけておられる。

六

如上の考察によつて、宗蹟の「坐禪儀」と道元禪師の親筆本「普勸坐禪儀」と禪師自らの手によつて修訂が施された後の流布本「普勸坐禪儀」の三本の坐禪儀には、その間に看過することの出来ない道元禪師の思想信仰の発展の跡をたどることが出来るのである。

に、何らかの思想的展開があつたことを意味することになる。

しかりとすれば、当然のことながら、正法眼藏における思想的展開ということが考慮されなくてはならないであろう。

加筆訂正による流布本「普勸坐禪儀」の成立が、まずもって仁治三年（一二四二）のことであるとすれば、その間に説法示衆せられた正法眼藏は、寛喜三年（一二三二）の安養院における「辨道話」の説示から始つて、波多野義重の幕営で示衆せられた「全機」に及ぶ都合、四十一巻であり、寛元元年（一二四三）の成立とすれば、北越の禅師峰寺における「徧參」若しくは「竜吟」にいたる六十二巻乃至六十五巻を数えることになる。

大久保博士の云われるよう、嘉祿三年（一二三七）の新撰以来、建長五年（一二五三）つまり、道元禅師示寂の年にいたるまでの二十数年間の長年月にわたり、思索推敲が加えられて、流布本「普勸坐禪儀」が成立したものとすれば、一応、正法眼藏九十五巻の全巻が含まれることになる。つまり、その修訂が禅師示寂の年まで及ぶものとすれば、禅師帰朝以来二十数年の生涯を通じて、常に思想的展開があつたことを意味することになろう。従つてその修訂の時期を示寂の年今まで及ぶものと解することは可成り問題があるように思われる。上述せし如く、少くとも流布本「普勸坐禪儀」の成立は、仁治三年乃至寛元元年頃、すなわち北越入山前後と考え

ることが、妥当であろうと思われる。

このように考えれば、道元禅師の思想信仰は建暦三年（一二三）、十四歳の出家得道の日以来、正法眼藏「坐禪箴」、「坐禪儀」が示衆された寛元元年（一二四三）に至るまで実に三十年、一生参学の大事を了畢して帰朝した嘉祿三年（一二三七）から数えて、なお、日月をけみすること十六年の長年月、光陰と行道を共にするひたすらなる辨道修行によつて、今や、ここに至つて禅師の思想信仰は確乎たる生成発展を遂げるに至つたものといふことが出来よう。なお、道元禅師が、折にふれ時にふれて会下の修行者たちに語つた、「学道の至要」を、永平一世孤雲懷弁（一九八—二八〇）が聞くに随つて筆録した「正法眼藏隨聞記」は、嘉祿年中（一二三五—一二三八）における禅師の説法の記録である。⁽¹⁾今、この「正法眼藏隨聞記」を正法眼藏の思想的展開の次元において、どのように評価し、どのように位置付けるかは、すこぶる興味ある問題である。

1 「正法眼藏隨聞記」の跋語に次のことがある。

先師永平昇和尚在學地日、學道至要、隨聞記錄。所以謂「隨聞」。如「雲門室中玄記」、「永平寶慶記」。今錄三集六冊二記、卷入「仮名正法眼藏拾遺分内」。六冊俱嘉祐年中記錄也。（前掲「岩波日本古典文学大系」卷八一「正法眼藏隨聞記」四三七頁）

正法眼蔵における思想的展開の最も顕著なる例は、道元禅師の在家成仏に関する主張に見出すことが出来よう。

確かに、禅師は山城時代においては在家成仏を広く容認されたが、寛元元年（一一四三）の北越入山を境として、かかる在家成仏の態度を放棄して、ひたすら在家成仏の不可能なることを力説し、頗る峻厳な出家至上主義を標榜をするようになる。

道元禅師は、寛喜三年（一一三一）の「辨道話」においては、
 (1)坐禅辨道して仏祖の大道に証入す、ただこれこころざし
 のありなしによるべし、身の在家出家にはかかはらじ。⁽¹⁾
 (2)釈尊の在世には、逆人邪見みちをえき、祖師の会下には、獵者樵翁さとりをひらく、いはんやそのほかの人をや。

と論じ、延応二年（一一四〇）の「礼拝得體」においても、

(1)宋朝に居士といふは、未出家の士夫なり。庵居して夫婦そなはれるもあり、また孤独潔白なるもあり、なほ塵労稠林といひぬべし。しかあれども、あきらむるところあるは、雲衲霞袂、あつまりて礼拝請益すること、出家の宗匠におなじ。

(2)外道も妻なきあり、妻なしといへども、仏法にいらされ

ば、邪見の外道なり。仏弟子も在家の二衆は夫婦あり、夫婦あれども仏弟子なれば、人中天上にも肩をひとしくする余類なし。⁽⁴⁾

と述べて、徹底して在家成仏を認めている。

ところが、入越後の寛元二年（一一四四）の示衆である「三十七品菩提分法」になると、

(1)いまだ出家せざるもの、仏法の正業を嗣続せることあ

らず、仏法の大道を正伝せることあらず。……しかるに二三百年來のあひだ、大宋國に禪宗僧と称するともが

ら、おほくいはく、在家の学道と出家の学道とこれ一等なりといふ。これたゞ在家人の屎尿を飲食とせんがために、狗子となれる類族なり。……在家心と出家心と一等なりといふこと、証拠といひ、道理といひ、五千余軸の文にみえず、二千余年のあとなし、五十代四十余世の仏祖、いまだその道取なし。……一代の化儀、すべて在家得道せるものなし。これ在家いまだ学仏道の道場ならざるゆゑなり。⁽⁵⁾

と断じ、更に寛元四年（一一四六）の「出家」及び「出家功德」においては、

(1)あきらかにしるべし、諸仏諸祖の成道、たゞこれ出家受戒のみなり。諸仏諸祖の命脈、たゞこれ出家受戒のみなり。いまだかつて出家せざるものは、ならびに仏祖にあ

らざるなり。⁽⁶⁾

(2) おほよそ無上菩提は出家受戒のとき満足するなり、出家の日にあらざれば成満せず。

(3) あきらかにしりぬ、仏化はただ出家それ根本なり、いまだ出家せざるは仏法にあらず。

(4) 衆生の得道、かならず出家受戒によるなり。……聖教の

なかに、在家成仏の説あれど正伝にあらず。女身成仏の説あれど、またこれ正伝にあらず。仏祖正伝するは、出家成仏なり。⁽⁹⁾

と口を極めて、在家成仏の不可能なる旨を説き、出家至上主義を力説するにいたる。

このように、禅師の思想には、寛元元年の北越入山を境として、全く相反する二つの思想傾向を見出すことが出来るようになる。極めて包擁性に富む在家成仏を容認する態度から一転して、秋霜烈日のごとき峻厳なる超出家主義への思想的展開は、何人たりといえども、禅師の思想に一大転換があつたことを認めないわけにはいかないであろう。

かかる思想上の転換が、一体いかなる理由によつてもたらされたものであるか、あるいは又、この思想的転換と北越入山との間に、何等かの有機的な関係があるか否か、これらの問題は極めて重要な問題ではあるが、今はこれらの問題に触れる前に、まずもって、山城時代における禅師の在家成仏を

否定する主張そのものを取上げ、ついでその一々について順次検討を加えていくこととする。

1 岩波本正法眼藏 卷上、七一頁。

2 前掲書 七二頁。
前掲書 一二五頁。

3 前掲書 一二七頁以下。
前掲書 二二七頁以下。

4 前掲書 一二三頁以下。
前掲書 二二三頁以下。

5 前掲書 二二四頁。
前掲書 二二四頁。

6 前掲書 二二五頁。
前掲書 二二五頁。

7 前掲書 一五九頁。
前掲書 一五九頁。

八

山城時代において説法示衆された、「辨道話」、「礼拝得體」、「溪声山色」、「諸惡莫作」、「袈裟功德」、「伝衣」、「神通」、「行持」卷上・下、「光明」、「空華」等の眼藏諸巻の中から、先ず禅師の在家成仏を肯定する説法示衆乃至は在俗の人を卓上せられる説法示衆を抜萃して列挙してみることとする。

一、辨道話 寛喜三年（一二三一年八月十五日）記

(1) おほよそ仏祖あはれみのあまり、広大の慈門をひらき天たれかいらざらんものや。ここをもて、むかしいまをたづねるに、その証これおほし。しばらく代宗・順

宗の、帝位にして万機いとしげかりし、坐禅辨道して

仏祖の大道を会通す。李相国・防相国、ともに輔佐の

臣位にはんべりて、一天の股肱たりし、坐禅辨道し

て、仏祖の大道に証入す。たゞこれこころざしのあり

なしによるべし、身の在家出家にはかかはらじ。又ふ

かくことの殊劣をわきまふる人、おのづから信ずること

とあり。いはんや世務は仏法をさゆとおもへるものは、

ただ世中に仏法なしとのみしりて、仏中に世法なきこ

とをいまだしらざるなり。ちかごろ大宋に憑相公とい

ふありき、祖道に長ぜりし大官なり。のちに詩をつく

りてみづからをいふにいはく、公事之余喜^ニ坐禅、少^ニ

曾将^レ脇到^レ牀眠、雖^ニ然現出^ニ宰官相、長老名四海伝。

これは官務にひまなかりし身なれども、仏道にこころ

ざしふかければ、得道せるなり。佗をもてわれをかへ

りみ、むかしをもていまをかがみるべし。大宋国には、

いまのよの国王・大臣・士俗・男女、ともに心を祖道

にとどめずといふことなし。武門・文家、いづれも參

禪学道をこころざせり。こころざすもの、かならず心

地を開明することおほし。⁽¹⁾

(2) 积尊の在世には、逆人邪見みちをえき、祖師の会下に

は、猶者樵翁さとりをひらく、いはんやそのほかの人

をや。たゞ正師の教道をたづねべし。⁽²⁾

二、礼拝得體 延応二年（一二四〇年四月五日頃）記

(1) 宋朝に居士といふは、未出家の士夫なり。菴居して夫

婦そなはれるもあり、また孤独潔白なるもあり、なほ

塵勞稠林といひぬべし、しかあれども、あきらむると

ころあるは、雲衲霞袂、あつまりて礼拝請益すること、

出家の宗匠に同じ。

(2) 外道も妻なきあり、妻なしといへども、仏法にいらざ

れば、邪見の外道なり。仏弟子も在家の二衆は夫婦あ

り、夫婦あれども仏弟子なれば、人中天上にも肩をひ

としくする余類なし。⁽⁴⁾

三、谿声山色 延応二年（一二四〇年四月二十日）示衆

(1) 大宋国に東坡居士蘇軾とてありしは、字は子瞻とい

ふ、筆海の真竜なりぬべし、仏海の竜象を学す、重淵

にも游泳す、層雲にも昇降す。あるとき廬山にいたり

しちなみに、溪水の夜流する声をきくに悟道す。偈を

つくりて、常總禪師に呈するに、いはく、谿声便是広

長舌、山色無^レ非^ニ清淨身、夜來八万四千偈、佗日如何

舉^ニ似人。この偈を總禪師に呈するに、總禪師然之す。

総は照覺常總禪師なり。総は黃竜慧南禪師の法嗣な

り。南は慈明楚円禪師の法嗣なり。⁽⁵⁾

(2) 居士あるとき仏印禪師了元和尚と相見するに、仏印、

さづくるに、法衣仏戒等をもてす。居士つねに法衣を

搭して修道しき。居士、仏印にたてまつるに無価の玉帶をもてす。ときの人ははく、凡俗所及の儀にあらずと。しかあれば聞鎧悟道の因縁、さらにこれ晩流の潤益なからん⁽⁶⁾や。

四、諸悪莫作 仁治元年（一二四〇年八月十五日） 示衆

唐の白居易は、仏光如満禪師の俗弟子なり、江西大寂禪師の孫子なり。杭州の刺史にてありしどき、鳥窠の道林禪師に参じき。ちなみに居易とふ、如何是仏法大意。道林いはく、諸悪莫作、衆善奉行。居易いはく、もし恁麼にてあらんは、三歳の孩児も道得ならん。道林いはく、三歳孩児縱道得、八十老翁行不得なり。恁麼いふに、居易すなはち拝謝してさる。

まことに居易は、白將軍がのちなりといへども、奇代の詩仙なり。人つたふらくは、二十四生の文学なり。あるひは文殊の号あり、あるひは弥勒の号あり、風情のきこえざるなし、筆海の朝せざるなるべし。しかあれども仏道には初心なり、晚進なり。いはんやこの諸悪莫作、衆善奉行は、その宗旨、ゆめにもいまだみざるがごとし。⁽⁷⁾

五、袈裟功德 仁治元年（一二四〇年十月） 示衆

仏々正伝の衣法、まさしく震旦国に正伝することは、嵩嶽の高祖のみなり。高祖はすなはち釈迦牟尼仏より第十八代の祖師なり。西天二十八代嫡々あひつたはれ、震旦に六代まのあたり正伝す、西天東地都盧三十三代

十八代の祖なり、西天二十八伝、嫡々あひつたはれり。二十八祖したしく震旦にいりて初祖たり。震旦国人五伝して、曹溪にいたりて三十三代の祖なり、これを六祖と称す。第三十三代の祖大鑑禪師、この衣法を黃梅山にて夜半に正伝し、一生護持します。いまほ曹谿山宝林寺に安置せり。諸代の帝王、あひつぎて内裏に奉請し、供養礼拝す、神物護持せるものなり。唐朝中宗、肅宗、代宗、しきりに帰内供養しき。奉請のとき、奉送のとき、ことさら勅使をつかはし、みことのりをたまふ。代宗皇帝、あるとき仏衣を曹谿山におくりたてまつるみことのりにいはく、今遣鎮國大將軍劉崇景頂戴而送、朕為之國寶、卿可於本寺一如法安置、専令僧衆親承宗旨者嚴加守護、勿レ令遺墜。まことに無量恒河沙の三千大千世界を統領せんよりも、仏衣現在の小国に王として、これを見聞供養したてまつらんは、生死のなかの善勝最勝の生なるべし。⁽⁸⁾

六、伝衣 仁治元年（一二四〇年十月） 記

仏々正伝の衣法、まさに震旦に正伝することは、少林の高祖のみなり。高祖はすなはち釈迦牟尼仏より第二十八代の祖師なり。西天二十八代嫡々あひつたはれ、震旦に六代まのあたり正伝す、西天東地都盧三十三代

なり。第三十三代の祖大鑑禪師、この衣法を黃梅の夜半に正伝し、生前護持しきたる、いまなほ曹溪山宝林寺に安置せり。諸代の帝王あひつきて内裏に請入して供養す、神物護持せるものなり。唐朝の中宗・肅宗・代宗、しきりに帰内供養しき。請するにも、おくるにも、勅使をつかはし、詔をたまふ、すなはちこれおもくする儀なり。代宗皇帝あるとき仏衣を曹溪山におくる詔にいはく、今遣下鎮國大將軍劉崇景頂戴而送^上朕為^三之國寶、卿可^乙於^三本寺^一安置令^下僧衆親承^ニ宗旨^ニ者、嚴加^申守護^上勿^レ令^ニ遺墜[。]しかあればすなはち、数代の帝者ともにくにの重宝とせり。まことに無量恒河沙の三千大千世界を統領せんよりも、この仏衣くににたもてるは、ことにすぐれたる大宝なり、下璧に準ずべからざるなり。……大唐よりこのかた瞻礼せる縞白、かならず信法の大機なり。宿善のたすくるにあらずよりは、いかでかこの身をもちて、まのあたり仏仏正伝の仏衣を瞻礼することあらん。

唐宣宗皇帝は、憲宗皇帝第二の子なり。小而より敏黠なり。よのつねに結跏趺坐を愛す、宮にありてつねに坐禅す。穆宗は宣宗の兄なり。……穆宗に三子あり。一は敬宗、二は文宗、三は武宗なり。……武宗は会昌の天子なり、仏法を廃せし人なり。

武宗あるとき宣宗をめして、昔日ちちのくらゐにのぼりしことを罰して、一頓打殺して、後華園のなかにおきて、不淨を灌するに復生す。ついに父王の邦をはなれて、ひそかに香嚴禪師の会に参じて、剃頭して沙弥となりぬ。しかあれどもいまだ不具戒なり。志閑禪師をともとして遊方するに、廬山にいたる。因に志閑みづから瀑布を題していはく、穿^レ崖透^レ石不^レ辭^レ勞、遠地方知出處高。この両句をもて沙弥を釣陀して、これいかなる人ぞとみんとするなり。沙弥これを続していはく、谿澗豈能留得^レ住、終帰^ニ大海^{一作^ニ}波濤[。]この両句をみて、沙弥はこれつねの人々にあらずとしりぬ。のちに杭州塩官齊安國師の会にいたりて、書記に充するに、黃檗禪師、ときに塩官の首座に充す、ゆゑに黃檗と連單なり。黃檗ときに仏殿にいたりて礼仏するに、書記いたりてとふ、不^ニ著^レ仏求[、]不^ニ著^レ法求[、]不^ニ著^レ僧求[、]長老用^レ礼何為。かくのごとく問著するに、黃檗便掌して、沙弥書記にむかひて道す、不^ニ著^レ仏求[、]

七、神通 仁治二年（一二四一年十一月十六日） 示衆
龐居士蘊公は祖席の偉人なり。江西・石頭の両席に參学せるのみにあらず、有道の宗師におほく相見し相逢しきたる。あるときいはく、神通妙用、運^レ水及搬^レ柴。⁽¹⁰⁾
八、行持 卷上 仁治三年（一二四二年四月五日） 書

不著法求、不著僧求、常礼如是事。かくのごとく道しをはりて、又掌すること一掌す。書記いはく、大龐生なり。黄檗いはく、這裏是什麼所在、更說什麼。また書記を掌すること一掌す。書記ちなみには休去す。武宗ののち、書記ついに還俗して即位す。武宗の廢仏法を発して宣宗すなはち仏法を中興す。宣宗は即位、在位のあひだ、つねに坐禅をこのむ。未即位のとき、父王のくにをはなれて、遠地の谿澗に遊方せしとき、純一に辨道す。即位ののち、昼夜に坐禅すといふ。まことに父王すでに崩御す、兄弟また宴駕す、をひのために打殺せらる、あはれむべき窮子なるがごとし。しかあれども励志うつらず、辨道功夫す、奇代の勝躅なり、天真の行持なるべし。⁽¹⁾

九、行持 卷下 同

先師の会に、西蜀の綿州人にて、道昇とてありしは道家流なり。徒党五人ともにちかふていはく、われら一生に仏祖の大道を辨取すべし、さらに郷土にかへるべからず。先師ことに隨喜して、經行道行、とともに衆僧と一緒にならしむ。その排列のときは、比丘尼のしもに排立す、奇代の勝躅なり。⁽²⁾

十、光明 仁治三年（一二四二年六月一日） 示衆

唐憲宗皇帝は、穆宗・宣宗両帝の帝父なり。敬宗・文

宗・武宗、三皇帝の祖父なり。仏舍利を拝請して入内供養のちなみに、夜放光明あり。皇帝大悦し、早朝の群臣、みな賀表をたてまつるにいはく、陛下の聖德聖感なり。ときに一臣あり、韓愈文公なり、字は退之といふ、かつて仏祖の末席に參學しきたれり。文公ひとり賀表せず。憲宗皇帝宣問す、群臣みな賀表をたてまつる、卿なんぞ賀表せざる。文公奏對す、微臣かつて仏書を見るにいはく、仏光は青黃赤白にあらず、いまのはこれ竜神衛護の光明なり。皇帝宣問す、いかにあらんかこれ仏光なる。文公無対なり。いまこの文公、これ在家の士俗なりといへども、丈夫の志氣あり、回天転地の才といひぬべし。かくのごとく參學せん、學道の初心なり、不_ニ如_レ是學_ニは非道なり。たとひ講経して天華をふらすとも、いまだこの道理にいたらずば、いたづらの功夫なり。たとひ十聖三賢なりとも、文公と同口の長舌を保任せんとき、發心なり修証なり。しかりといへども、韓文公なほ仏書を見聞せざることあり。いはゆる仏光非_ニ青黃赤白黒_ニの道、いかにあらべしとか学しきたれる。卿もし青黃赤白みて、仏光にあらずと參學するちからあらば、さらに仏光を見て、青黃赤白とすることなかれ。宣宗皇帝、もし仏祖ならんには、かくのごとくの宣問ありぬべし。⁽³⁾

十一、空華 寛元元年（一二四三年三月十日）示衆

張拙秀才は石霜の俗弟子なり。悟道の偈にいはく、光明寂照遍河沙。この光明あらたに僧堂・仏殿・廚庫・山門を現成せり。遍河沙は、光明現成なり、現成光明光なり。⁽¹⁾

（未完）

岩波本正法眼藏 卷上 七一頁以下。

前掲書 七二頁。

前掲書 一二五頁。

前掲書 一二七頁以下。

前掲書 一三五頁。

前掲書 一三五頁以下。

前掲書 一五三頁以下。

前掲書 一六七頁。

前掲書 一九五頁以下。

前掲書 三八〇頁。

前掲書 卷中 三六頁以下。

前掲書 六七頁。

前掲書 一一五頁以下。

前掲書 一七一頁。

14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1